

京都建築事務所

想いをカタチに、想い以上の感動を



株式会社 京都建築事務所
代表取締役社長 細見 建司

〒604-8083

京都市中京区三条通柳馬場東入
中之町10番地

TEL:075-211-7277

FAX:075-211-7270

<http://www.kyoto-archi.co.jp/>



医療福祉施設の新築、増築、改修等、お気軽にお問合せください。

2025年度も 総合社会福祉研究所会員 福祉のひろば読者 の継続をお願いします。

昨年の衆議院選挙では、15年ぶりに与党が過半数割れとなりました。数を力に議論もせずすめられてきた政治のあり方を許さず、住民の暮らしを守る政治を求めていく力をいっそう強めていくことが求められています。

「能登に住み続けたい」という願いによりそう被災地の復興、いのちと暮らしを守る社会保障・社会福祉の充実を求め広げていく活動を、次年度も会員・読者のみなさまとつっていきたいと考えています。

つきましては、2月頃より、「2025年度会員・読者継続のお願い」を送付いたします。会員・読者の継続を、よろしくお願い申し上げます。

総合社会福祉研究所 個人会員 9,400円(税込み)

福祉のひろば 読者 6,600円(税込み)

総合社会福祉研究所 TEL06-6779-4894 FAX06-6779-4895

<http://www.sosyaken.jp/> E-mail: mail@sosyaken.jp

綱領たんけんプロジェクト！ 多摩福祉社会をたずねて



社会福祉法人大阪福祉事業財団が2024年度の事業計画としてとりくんでいる、「綱領たんけん」プロジェクト。各施設から送り出された24名の職員がプロジェクトメンバーとなり、財団綱領を若い職員にわかりやすく伝えていくためになにができるか？ どうすれば綱領を身近に感じられる？ そもそも綱領ってなに？ と他施設・他法人への見学もふくめて学び、深め合うとりくみをすすめています。昨年11月には、東京都内で5つの保育園と4つの学童クラブ、1つの放課後子ども教室を運営する、社会福祉法人多摩福祉社会を訪問しました。

多摩福祉会～わたしたちのめざすもの～

1、子ども一人ひとりの想いを受け止め、安心して
その子らしく育ちあえる保育をめざします。

2、保護者とともに、互いに
支えあいながら安心して
子育てができる場をめざ
します。

3、すべての職員が、安心して
自分らしく働き続けられる
民主的な法人をめざします。

多摩福祉会では2022年に創立50周年をむかえるにあたり、「綱領策定委員会」を発足。現場の職員がメンバーに入り、あらためて法人としてめざしたいものはなにか、大切にしたいことはなにかを議論し、「わたしたちのめざすもの」として5つの柱を策定しました。

「若い職員の意見を吸い上げ、多摩福祉会ではたらく自分たちがどういうふうになっていきたいかに重きを置こうとはじまったけれど、どこから手をつけていいのかまったくわからなかった」と西田健太さん（常務理事・^{きめた}幼稚園園長）。いままでの焼き直しではなく、自分たちが本当に大事にしたいことをゼロから考えようと、委員会のメンバーがそれぞれに調べ、学び、日々の保育をふりかえり、職場で話し合ったりして言葉を考え、発表し合うことからはじめたそうです。



4、地域に根ざし、信頼しあい、
支えあう関係をめざします。

5、すべての人の人権が尊重され
幸せに生きられる平和な社会
をめざします。



それをどうすり合わせていくのか、途中であきらめなくなるくらい何度も議論し、行きつ戻りつして、「一言一句ものすごくこだわった」とのこと。大きなキーワードは、異年齢保育を
実践するなかで大切にしてきた「育ち合い」という相互性と「安心」。そして、そもそも読ん
でもらわなければ意味がないと、わかりやすくスッと届く言葉にこだわり、完成した冊子には
職員が描いたマンガやイラストがたくさん。5つのそれぞれの柱が表現されているような実践
のエピソード紹介が、「日々の実践」と「めざすもの」をつなげています。



後半では、両法人ともに根幹に据えている「民主的な運営」について、「民主的ってなに？」と議論が盛り上がりました。職員一人ひとりが自分ごととして考え納得度を高められているか、その人らしさをお互いに理解しあって育ちあえているか、そのために現場の職員として、管理職としてどんな実践やかかわりが求められているのか……一人ひとりが自分自身の関心や環境に引き寄せて語る姿に、こうした「探検」が、綱領やめざすものを自分たちのものにしていくということなのだと感じました。

(写真・文 申佳弥、2・3枚目は多摩福祉会提供)

【ひろばトーク】

被爆者の願いを、私の願いに

大田 健志 6

●特集● 生活保護現場での人権侵害はなぜ起きるのか

桐生市・生活保護行政問題

事件に向き合い、変わるチャンスに	町田 茂	10
市民の力で暮らしを守るために	山形 孝	16
人権侵害を防ぐのは市民運動のちから	大口耕吉郎	18
いま、生活保護行政に求められていること	朴 仁淑	22
——第56回公的扶助研究会全国セミナーに参加して		
桐生市の事件から考える、生活保護行政の現在	桜井 啓太	26
当事者の声を反映した制度の運用を求めて	中野加奈子	30

●トピックス●

住み続ける権利と生きる権利

——大阪市による避難者追い出しを許さないⅡ	黄 驥	34
コロナ「留め置き死」問題は何を問いかけているか	中村 暁	38
『福祉のひろば』アンケートにご協力ください		42
年賀広告		44

●連載●

なかまと職員と家族と、ともに築く暮らしの場

親と子が自分の人生を生きていくために	貝淵 礼子	52
--------------------	-------	----

続・ヘルパー歳時記

正解を求めず、そのときの心地よさを大切にしたい②		56
--------------------------	--	----

WORK WORK——わくワク——

身近に使える便利なハンドメイドバッグ	仲間の家	60
--------------------	------	----

J O B & A C T I O N 全国福祉保育労働組合 (46)		62
-------------------------------------	--	----

「社会福祉の市場化」政策の転換を

私の履歴書 社会福祉経営全国会議 (46)

あるべき保育の追求そのものが法の実践	國本 依伸	64
--------------------	-------	----

阿修羅がゆく わたしが好きな釜ヶ崎 (66)	水野阿修羅	66
------------------------	-------	----

育つ風景

第43回福島の保育・子育てのつどいに参加して	清水 玲子	68
------------------------	-------	----

映画案内 『山田洋次が見てきた日本』(その1)	吉村 英夫	70
-------------------------	-------	----

現代の貧困を訪ねて	生田 武志	72
-----------	-------	----

沖縄の貧困地域と戦争跡を訪ねる(その3)

似らすとれーしょん道場 似顔絵まんがアート

空をこえてラララ星のかなたに詩をとどけ——じゃ	ラッキー植松	74
-------------------------	--------	----

ホームレスから日本を見れば	ありむら潜	76
---------------	-------	----

花咲け! 男やもめ	川口モトコ	77
-----------	-------	----

福祉のひろば

2025年1月号

●表紙の絵●
神門やす子



みんなのポスト 50/福祉の動き 78/今月の本棚 81

●グラビア● 綱領たんけんプロジェクト! 多摩福祉会をたずねて

被爆者の願いを、 私の願いに

核戦争を防止する石川医師の会 事務局員 大田 健志

今年八月、広島・長崎への原爆投下から八〇年を迎えます。昨年末には日本原水爆被害者団体協議会にノーベル平和賞が授与されるなど記憶にも記録にも残る年となりましたが、被爆者が高齢化するなか、被爆の実相を現代から未来へどのように継承するかが喫緊きつぎんの課題となっています。

私は現在、「核戦争を防止する石川医師の会」事務局員として、国連が定める核兵器廃絶国際行動デー（毎年九月二六日）記念企画や、漫画「はだしのゲン」の県内小中学校（二〇二四年六月現在、一五市町一〇九校）への寄贈活動にとりくみながら、NPO法人「はだしのゲンをひろめる会」、「平和の子ら」委員会などで、被爆の実相の継承を第一に活動しています。

そんな私ですが、広島や長崎にルーツもなければ被爆者の血縁でもありません。幼少期から平和について叩き込まれたわけでもなく、大学では社会福祉を専門に勉強してきました。それが一変したきっかけは、石川県在住の被爆者として「石川県原爆被災者友の会」の活動をされていた西本多美子さんとの出会いです。

大学卒業後、石川県保険医協会に就職すると同時に、同会が事務局を務める「核戦争を防止する石川医師の会」の事務担当になりました。同会は、一九八八年に発足した医師・歯科医師・医学生会の団体で、現在、県内約六〇名が所属しており、「被爆の実相」の継承を活動の柱にしています。そのなかで西本さんと出会い、直接お話をうかがった



おおた たけし

1992年生まれ。石川県能^の美^み市出身。金沢大学地域創造学類卒業後、石川県保険医協会に就職、現在に至る。同会が事務局を担当する「核戦争を防止する石川医師の会」事務局として地元小中学校への「はだしのゲン」寄贈活動等にも従事。社会福祉士。

ことで、これまで教科書のなかの事象だった戦争や原子爆弾が、身近な世界の出来事だと認識できたのです。

しかし二〇二二年、高齢化等を理由に「石川県原爆被災者友の会」が解散しました。全国でも同様の動きが広まるなか、直接的な体験をもたない私たちが、被爆者の意志を受け継ぎ、次代の運動を構築することはかんたんなことではありません。

では、どうすればよいのか、ついついむずかしく考えてしまいがちなのですが、私が被爆者の方々と一緒に活動するなかで感じたことは一つ。被爆者が次世代に求めるのは、単に被爆者の願いに応えた運動を引き継ぐことではなく、自発的に、既存の発想にとらわれず、自由に次の一步を考えていくということです。これまで、「被爆者の願いに応えて」という合言葉をさまざまな場所で聞いてきましたが、これからは核兵器のない世界の実現を、被爆者の願いから自らの願いに昇華させてとりくめるかどうか、被爆者がいなくなった未来に紡^{つむ}ぐために重要だと感じています。

ただ、平和だけでなく社会保障をめぐる状況も日々苦しくなり、生活に余裕がなくなっているなかで、若い人がどうやって運動に継続的にかかわるか、次世代が日常のなかで互いに尊重され、楽しく運動にかかわれるようなプラットフォーム、居場所づくりの構築が鍵であり、そのために引き続き石川県から声をあげつづけたと思います。

生活保護現場での人権侵害はなぜ起きるのか

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。この憲法25条を具体化するために存在しているのが、生活保護制度です。つまり、生活保護制度の中身が、「健康で文化的な最低限度の生活」とはどんな生活かということをも、規定しているのです。しかし、生活保護制度はつねに攻撃の対象にされています。なぜ生活保護制度への攻撃や生活保護現場での人権侵害はあつとを絶たないのでしょうか。

生活保護基準以下の生活を強いられている人に対して、まずは「健康で文化的な最低限度の生活」を公的に保障すること、そして、生活保護制度にたどり着いたことをきっかけに、その人がよりよい人生をあらゆるよう社会としてサポートしていくことが、生活保護制度の本来の役割です。それが、社会の問題である貧困問題に、社会として対応していくということです。

しかし、為政者や権力者は、生活が苦しいのはあなたの努力が足りないからだ、自己責任だと強調しつづけ、生活保護利用者が日本の経済や財政の足を引っ張っているかのごとく、攻撃をしつづけています。そうして生活保護制度への偏見をあまりながら、いっぽうで暮らしがきびしい市民を放置し、意図的に市民のなかにある自己責任論を強化させ、さらに生活保護制度への偏見を増大させようとしています。

自治体行政に対しても同じです。生活保護を削減したことを評価するしくみをつくり、職員から一人ひとりの市民が抱える困難に向き合う余裕を奪うことで、生活保護行政のあり方をねじ曲げてきました。

こうしてつくられた世論やしくみのなかで、生活保護を削減することが自治体にとって、ひいては市民

生活保護法

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という）を、無差別平等に受けることができる。（無差別平等）

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。（最低生活）

第4条

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。（保護の補定性）

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

第5条

前4条に規定するところは、この法律の基本原則であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原則に基いてされなければならない。

第7条

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。（申請保護の原則）

にとって良いことであり、正義なのだと思っていて仕事をした結果、深刻な権利侵害や犯罪行為が引き起こされてしまっているのではないのでしょうか。

生活保護行政にかかわる現場の人の権利侵害によって問題は発覚しますが、その背景には、環境やしきみ、制度、政治、世論が大きな影響を与えています。いちばん身近な自治体職員を敵にするのではなく、自治体職員と一緒に本来あるべき生活保護行政のあり方を求めていくためになができるのか、なができるのか、考えたいと思います。

（編集主任 申佳弥）